

平成 27 年玉村町議会第 4 回定例会会議録第 3 号

平成 27 年 12 月 11 日（金曜日）

議事日程 第 3 号

平成 27 年 12 月 11 日（金曜日）午後 2 時 30 分開議

- 日程第 1 議案第 63 号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 2 陳情の審査報告
- 日程第 3 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第 5 閉会中の継続審査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 63 号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 2 陳情の審査報告
- 日程第 3 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第 5 閉会中の継続審査の申し出
- 追加日程第 1 議案第 82 号 平成 27 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）
- 追加日程第 2 議案第 83 号 平成 27 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 3 議案第 84 号 平成 27 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 追加日程第 4 議案第 85 号 訴えの提起について
- 追加日程第 5 議案第 86 号 訴えの提起について

出席議員（15人）

2番	渡邊俊彦君	3番	石内國雄君
4番	笠原則孝君	5番	齊藤嘉和君
6番	備前島久仁子君	7番	川端宏和君
8番	島田榮一君	9番	町田宗宏君
10番	三友美恵子君	11番	柳沢浩一君
12番	浅見武志君	13番	石川眞男君
14番	宇津木治宣君	15番	筑井あけみ君
16番	高橋茂樹君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	貫井孝道君	副町長	重田正典君
教育長	新井道憲君	総務課長	高井弘仁君
経営企画課長	金田邦夫君	税務課長	井野成美君
健康福祉課長	月田昌秀君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	山口隆之君	生活環境安全課長	斉藤治正君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	高橋雅之君
上下水道課長	萩原保宏君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小坂橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	庶務係兼議事調査係長	松田純一
主査	平野里都子		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は 15 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。14 時 4 0 分まで休憩いたします。

午後 2 時 3 0 分休憩

午後 2 時 4 0 分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開いたします。

_____ ◇ _____

○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

_____ ◇ _____

○日程第 1 議案第 63 号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1、議案第 63 号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について議題といたします。

この議案につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

笠原則孝総務常任委員長。

〔総務常任委員長 笠原則孝君登壇〕

◇総務常任委員長（笠原則孝君） それでは、開会時における事前審査について申し上げます。

番号制度の概要なのですが、この制度は、10月5日に施行されました。そこで、複数の市町村関係の中の番号を同一の人物であるということの確認を行うために社会基盤（インフラ）並びに社会保障サービスを充実させるためには、個人の所得を正確に把握し、税金の負担や社会保障の給付を公平にする必要があるために行うものであります。住民に一人一人つけられる12桁の番号、マイナンバーと呼んでいます。法人には13桁の法人番号がつきます。これは国税庁のほうで付番とします。これらは、社会保障・税・災害対策の分野で利用されるそうです。そして、就職、退職、会社の年末調整、確定申告、児童扶養手当の支給、厚生年金の資格取得、確認、それに受給、雇用保険、それから生活保護の申請、受給、被災者への支援金支給等のほうに使われるそうです。

第2に、通知カードと個人番号カードと、ちょっとこの辺の解釈の仕方が変わってきますけれども、通知カード、これは郵便局のほうで送付された紙のものがこれが住所地に、住民避難の住所地に届くそうでございますけれども、ほとんど玉村町の皆さんにはもうお手元に……

◇議長（高橋茂樹君） 笠原委員長、休憩します。

午後2時43分休憩

午後2時43分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇総務常任委員長（笠原則孝君） 何かちょっと違ったようなので。

では、議案第63号の件について、玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定ということで、これは議決の結果、原案可決ということになりました。

内容は妥当なものとするということなのです。それで、この議案第63号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の審査報告と、非常に長くてちょっと同じことを何遍も言っているのでよくわからないのですが、一つ一つかいつまんでみますと、12月3日本会議において、町長から提案説明があった議案第63号について総務課長に補足説明を求めました結果、制定理由は、補足説明として、番号法が27年、先ほど言いました、10月5日に施行されました。そして、平成28年の1月から個人番号、マイナンバーの利用が始まりますと。個人番号を利用できる事務は、番号法で定められており、その事務は個人番号により情報のやりとりをすることができると、非常に難しいことと書いてあるけれども、よく考えると、これは役場内で物をやりとりするときはこの番号を使うと、こういうことらしいのです。そして、個人番号を利用して庁内の各課間で情報の授受を行ったり、町長部局か

ら教育委員会などの町長部局以外への情報提供を行ったりする際は、条例で定めることが番号法上うたわれているため、制定するものですよということなのです。

それで、制定概要、用語の定義と3つあるらしいのですが、大きい1で用語の定義、個人番号、12桁のマイナンバー、先ほど言いました。特定個人情報、個人番号が記された情報、3、個人番号利用事務実施者、特定個人情報を扱える者と。4番としては、情報提供ネットワークシステム、個人番号で情報のやりとりをするシステムのことで。

そして、2番目に個人番号の利用範囲・庁内連携、法でうたわれた個人番号を利用できる事務を定めること。各課間での情報の授受を行う際に個人番号を利用すること。例としては、健康福祉のほうから障害児福祉手当をもらうのに、そして税務課のほうと、それで税務課のほうは地方税情報と、こういうことらしいです。

3、特定個人情報の提供、教育委員会などの町長部局以外の部局との間で実施している情報提供に個人番号を利用することということで、学校教育課のほうと医療費用の援助ということで、税務課と、また住民票情報等の取り扱いができます。

先ほど言いました施行年月日は28年1月1日、来年からです。そして、委員からは活発な質疑が出され、慎重に審査し、その後表決を行いました。

以上ということなのですが、以上の件で何か質問ありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後2時48分休憩

午後2時48分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第2 陳情の審査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号3、利根川の下之宮水門が開閉出来る件の要請について議題といたします。

本陳情につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

石内國雄経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 石内國雄君登壇〕

◇経済建設常任委員長（石内國雄君） 陳情の審査報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。受理番号3番で受理年月日が27年10月5日でございます。件名は、利根川の下之宮水門が開閉出来る件の要請でございます。地元の区長さん9名の方が陳情者となっております。審査結果は趣旨採択となりました。

趣旨採択になった経緯を説明させていただきます。陳情の趣旨を担当課のほうから説明をいただきました。本件は、国、県の事業にかかわるもので、当町では直接かかわるものではありませんが、町の中でのことですので、担当課のほうから説明を求めましたところ、既に伊勢崎土木事務所、それから町、それから区の役員さん等との話し合いが進んでおることを説明を受けました。その説明によりますと、この質疑等の、または説明のところの文書を見ていただければわかるかと思いますが、この場所について、開閉可能な水門をつけることについては、伊勢崎土木事務所のほうでは難しい状況であると、災害等をにらんだときには、開閉可能な水門ではなくて閉じざるを得ないというような内容の話でありました。止水壁を設置して堤防と同じ機能を持たせるというような説明があったそうでございます。そのことについて、地元の区長さん、区の役員さんと協議をした結果、おおよその了解は得られているというような報告でございました。

また、議員のほうからの質疑の中では、主にその止水壁の工事にかかわる質問が多々ありました。別紙のとおりでございます。

審査の結果でございますが、今現状で伊勢崎土木事務所と話し合い等も進んでおるということの中で、この陳情については、趣旨採択で見守っていきたいと意見等があり、全員一致で本陳情は、採決の結果、趣旨採択となりました。

以上、報告いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。



○日程第3 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第4 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定しました。

◇

○日程第5 閉会中の継続審査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

議会広報特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、玉村町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。委員長からの申し出のとおり閉会中における継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中における継続審査に付することに決定いたしました。

◇

○追加日程第1 議案第82号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第6号）

○追加日程第2 議案第83号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○追加日程第3 議案第84号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算（第3号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第1、議案第82号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第6号）から追加日程第3、議案第84号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算（第3号）までの3議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議案第82号から追加日程第3、議案第84号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第82号から84号について、関連がございますので、一括にて提案させていただきます。

初めに、議案第82号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を124億7,121万9,000円とするものでございます。歳出は、歳出全般に計上してある職員給与費の増減額であります。4月1日付の人事異動による増減と退職者による増減で合わせて400万円を減

額させていただくものでございます。また、これに伴い歳入では、財政調整基金繰入金400万円を減額させていただくものでございます。

以上が一般会計補正予算の内容でございます。

議案第83号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。本案は、歳出予算における款項の区分ごとの金額を「第1表 歳出予算補正」のとおり変更するもので、予算の総額に増減はなく、歳出のみの補正でございます。

内容につきましては、人事異動等に伴う職員給与費の調整で、その総額を30万円減額するとともに、公共ます設置など小規模工事費を30万円増額するものでございます。

次に、議案第84号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。本案は、収益的支出の予定額を3万4,000円減額し、その総額を5億5,538万1,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、人事異動等に伴う職員給与費の調整で、給料を1万4,000円増額し、手当を4万8,000円減額するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

追加日程第1、議案第82号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第6号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議案第83号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、これ

より本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3、議案第84号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第4 議案第85号 訴えの提起について

○追加日程第5 議案第86号 訴えの提起について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第4、議案第85号 訴えの提起について及び追加日程第5、議案第86号 訴えの提起についての2議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第4、議案第85号及び追加日程第5、議案第86号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第85号と議案第86号の訴えの提起につきましては、提案理由が2議案とも同じ趣旨でございますので、一括して説明を申し上げます。

本案につきましては、学校給食費納入に対する公正公平の保持と未納額累積の防止を目的として、長期間にわたり学校給食費を滞納している保護者として未納学校給食費の納入を求めるものでございます。

議案書記載の相手方等は、再三にわたる支払い督促文書の送付や訪問を繰り返したにもかかわらず、納入に対し全く誠意の見られない保護者として、やむを得ず本町より相手方等に対し、民事訴訟法第383条第1項の規定により平成27年11月19日、伊勢崎簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行ったところ、求める支払い督促に対し相手方から伊勢崎簡易裁判所に督促異議申立書の提出がありましたので、民事訴訟法第395条の規定により支払い督促の申し立て時にさかのぼって訴えの提起を行ったものとみなされることから、今回地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をいただきまして訴訟手続に移行させていただくものでございます。

以上、ご審議の上、よろしくお願いたします。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

追加日程第4、議案第85号 訴えの提起について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第5、議案第86号 訴えの提起について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

◇

○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 閉会に当たり町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 12月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本定例会は、12月3日に開会され、本日までの9日間、議員の皆様方には慎重にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。追加議案を含む24議案中23議案につきましてご議決をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問においては、10名の議員さんからご質問をいただきました。議案審議や一般質問の中でご指摘、ご提言をいただきましたことにつきましては十分尊重し、検討してまいりたいと考えております。

さて、平成28年度の予算編成に当たり、個々の職員が予算編成方針に基づき、歳入歳出両面にわたる効率化や見直しに取り組んでおりますが、限られた財源、限られた人員の中で事業の緊急度や優先度を考慮しつつ、第5次総合計画、都市計画マスタープラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進するよう職員に指示をしております。

なお、ご案内のとおり私町長の任期は来月いっぱい満了となります。現在の任期中最後の議会定例会となりました。いろいろとお世話になりました。町民の皆様、議員の皆様、そして職員に改めて12年間、町長職を支えていただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後になりましたが、これから年の瀬を迎え何かとお忙しい時期となります。議員の皆様方には、健康には十分留意され、すがすがしい新年が迎えられることを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成27年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月の3日に開会し、本日までの9日間にわたり、新規条例の制定や一部改正、あるいは平成27年度の一般会計や特別会計の補正予算、指定管理者の指定、訴えの提起等、重要な議案が慎重審議されました。また、一般質問においては10人の議員がさまざまな観点から町政をただすなど、まことに意義深い議会となりました。改めて感謝申し上げます。町長を初め執行当局には、議案審議や一般質問等での意見や提言を町民の声として十分に考慮していただき、今後の行政運営等に反映されるよう強く求めるものであります。

本年は、第4保育所や道の駅玉村宿の開設、あるいは中央小学校の大規模改修等、本町にとって大変重要な事業が多数実施された年でありました。さらに、来年には待望の全小中学校へのエアコン設

置が予定されるとともに、玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づくさまざまな取り組みもスタートすることから、今後の本町のますますの発展が大いに期待されるところであります。

議会といたしましても、本町の未来をしっかりと見据え、この難しい時代を皆様とともに切り開いていく所存であります。

結びに、来年が玉村町にとって輝かしい年となりますよう願うとともに、議員並びに町長を初め執行各位におかれましては、これから年末に向け何かと気ぜわしい時期を迎えますが、健康には十分留意され、ますますご活躍されることをご祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、平成27年玉村町議会第4回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時11分閉会